

平成30年度分 軽油引取税免税証(農業用)交付申請書の(仮)受付について

- 農業用免税軽油制度は、法律上、平成30年3月31日で終了することになっておりますが、制度が継続された場合に対応するため、平成30年度使用分の免税証交付申請書の集合(仮)受付を行いますので、免税証の交付を希望する方は、下記により申請手続きを行ってください。
- 制度が継続されない場合は、免税証を交付できませんが、制度が継続された場合、集合(仮)受付を行った方については、4月上旬に免税証を交付する予定です。
- 県税事務所窓口での(仮)受付は、平成30年2月23日から行いますが、その場合、集合(仮)受付を行った方よりも免税証の交付が遅くなりますので、できるだけ下記会場で申請手続きを行ってください。

●集合(仮)受付日程

地 域	期 日	時 間	会 場
旧二ツ井町 藤里町	平成30年1月25日(木)	10:00～11:30 13:00～15:30	能代市役所二ツ井町庁舎 2F 大会議室
旧能代市内	平成30年2月20日(火) 平成30年2月21日(水)	10:00～11:30 13:00～15:30	県山本地域振興局 3F 大会議室

●必要書類一覧表

区分	使免 用税 者軽 証油	購機 入証 明書 の	交使免 付用税 申者軽 書証油	誓 約 書	秋田 (400円) 県証紙	申免 税証 請交 書付	耕交農 作付業 証明証 書書会 が	引免 取税 等油 の	又 は 購 入 証 明 書	前 年 購 入 し た	印 鑑	免未 税使 用証 の
新規		○	○	○	○	○	○				○	
更新	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○
継続	○					○	○	○	○		○	○
書換	○	○				○	○	○	○		○	○

※注意

- ① 当日は大変混み合うことが予想されますので、必ず申請書に記入しておこし下さい。原則として、受付は記入された方から行います。申請書用紙の無い方は下記お問い合わせ先に連絡して下さい。
- ② 制度が継続された場合、使用者証(厚紙)の有効期間は、使用者証の交付日から3年間となりますので、使用者証の交付年月日が平成27年12月以前である場合は更新申請が必要です。
- ③ 秋田県証紙(400円分)は免税証の交付時にいただきます。
- ④ 共同申請で、使用者の増加又は入れ替えがある場合は更新申請、使用者が脱退する場合は書換申請が必要です。なお、印鑑と耕作証明書は全員のものがが必要です。

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所課税部課税第二課 住所 秋田市山王4-1-2 TEL 018-860-3341
秋田県総合県税事務所山本支所 住所 能代市御指南町1-10 TEL 0185-52-6201

虹のホール クオーレみたね隣に

家族葬ハウス famiJar
クオーレみたね ファミリアU

平成30年2月オープン

理想郷を意味する「Utopia」
地名の鵜川(Ukawa)から
ファミリアUと命名されました。



家族への大きな贈り物
JA葬祭「みどりの会」入会金 10,000円(税込)でいつまでも安心を

※イラストはイメージです。

力チではない価値 (株)JA山本葬祭センター TEL.54-3004 (年中無休・24時間受付) クオーレみたね 検索